

■同時発表先:

浜田記者クラブ、江津記者クラブ

江の川下流の安全確保対策を重点実施

～近年2度浸水被害が発生した江の川下流を緊急対策特定区間に設定し、
まちづくりと一体となった河川整備を重点実施～

江の川下流（島根県区間）では、平成30年7月豪雨および令和2年7月豪雨により近年2度の広範囲にわたる浸水被害が発生しました。

江の川下流の沿川市町（江津市、川本町、美郷町、邑南町）、支川管理者（島根県）および本川管理者（中国地方整備局）において、江の川下流の安全確保対策について協議を重ね、この度、国土交通省において江の川下流を「緊急対策特定区間」に設定し、令和3年度からの概ね10年間で事業費約250億円の重点投資による河川整備を実施することとしました。

河川整備にあたっては、流域市町によるまちづくりや島根県が行う支川の対策と連携し、近年2度の浸水被害が生じた地区をはじめ、流域全体の安全確保を最大限前倒しします。

まちづくりと連携した河川整備

- 江の川水系流域治水プロジェクトにもとづき、将来世代まで住み続けられる地域を目指して、まちづくりと一体となった河川整備により地域の維持・活性化の拠点を形成
- 河川整備と共に、まちづくり手法による集落内・集落間の住居再編の可能性を検討
- まちづくり検討の進展に合わせた、河川整備の内容・実施手順の適宜見直し

○緊急対策特定区間の事業概要については、別紙をご参照ください。

※緊急対策特定区間とは

一般河川改修事業のうち、改修効果がきわめて高い区間に対し、重点投資を行い早期に事業効果を発現させることを目的として区間設定を行うものです。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局浜田河川国道事務所

☎ (0855) - 22 - 2480 (代表)

副所長 (河川)

大 元 誠 治 (内線 204)

【広報担当窓口】

調査設計課長

杉 原 義 和 (内線 451)